

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 一

○埼玉県総合経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (計画調整課) 八

告示

○埼玉県議会定例会の招集 (財政課) 八

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南西部振興) 八

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興) 九

○ (北部振興本庄事務所) 九

○ (NPO活動推進課) 九

○彩の国資源循環工場整備事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧 (温暖化対策課) 一〇

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者福祉課) 一〇

(障害者福祉課)

○障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 () 一六

○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 () 一七

○大規模小売店舗の変更に關する告示 (商業支援課) 一七

○大規模小売店舗(既存店)の変更に關する告示 () 一八

○所在不明貸金業者の公告 (金融課) 一八

○庄内古川悪水路土地改良区の役員就任届 (春日部農林) 一九

○保安林の指定の解除予定 (森づくり課) 一九

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 一九

○測量法に基づく公共測量の終了 () 一九

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 二〇

○さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 二〇

○さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 () 二〇

○さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 () 二〇

○事務所の所在地又はその業者の () 二〇

所在が確知できない宅地建物取引業者の公告 (開発指導課) 二〇

○開発行為に關する工事の完了公告 (飯能県土) 二〇

○ (東松山県土) 二〇

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (本庄県土) 二二

○開発行為に關する工事の完了公告 (杉戸県土) 二二

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

第一条 建築士法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「木造建築士免許証」の下に「(以下これらを「免許証」という。)」を加える。

第三条第二号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍)、」を削り、同条第四号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二第二号又は第三号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習の課程を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第四条第一項中「変更した事項及びその事由を記載した変更届に免許証を添えて、」を「、その旨を」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書（法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書をいう。）若しくは木造建築士免許証明書（同項に規定する木造建築士免許証明書をいう。）（以下これらを「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を知事に申請しなければならぬ。

第四条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の届出があつたときは名簿を訂正し、前項の規定による申請があつたときは免許証を書き換えて申請者に交付する。

第五条第一項及び第三項中「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に改める。

第六条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第一項及び第二項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第八条を削り、第九条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（名簿の閲覧）

第九条 知事は、法第六条第二項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、当該閲覧の場所、時間その他閲覧に關し必要な事項を告示するものとする。

第十条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第十一条を次のように改める。

（法第十条の二十第二項の指定の申請）

第十一条 法第十条の二十第二項の指定を受けようとする者（次項第八号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の名及び略歴を記載した書類

六 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類

七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に關する計画を記載した書類

八 指定申請者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類

第二十七条の見出しを「（指定試験機関に係る公示）」に改め、同条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第一項及び第三項、法第十五条の十三第二項、法第十五条の十四第四項並びに法第十五条の十五第二項」を「第十条の十五第三項、第十条の十六第三項及び第十条の十七第三項」に、「県報で公告する」を「埼玉県報に掲載する」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十六条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十五条第一項第三号を次のように改める。

三 受験申込者数

第二十五条に次の一項を加え、同条を第三十六条とする。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第二十四条の見出しを「(指定試験機関の事業計画等の認可の申請等)」に改め、同条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段の規定により」を「第十条の十第一項前段の」に、「添えて」を「添え、これを」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十第一項後段」に改め、「により」の下に「事業計画及び収支予算の変更の」を加え、同条を第三十五条とする。

第二十三条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段の規定により」を「第十条の九第一項前段の」に、「添えて」を「添え、これを」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改め、「により」の下に「試験事務規程の変更の」を加え、同条を第三十四条とする。

第二十二條中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十一条の見出し中「役員」を「指定試験機関の役員」に改め、同条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項の規定により」を「第十条の七第一項の」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければ」を「第十条の五第二項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければ」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十条の見出し中「名称」を「指定試験機関の名称」に改め、同条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第十九条の見出し中「指定」を「指定試験機関の指定」に改め、同条第一項中「第十五条の十七第二項」を「第十五条の六第二項」に改め、「者」の下に「(次項第十一号において「指定申請者」という。)」を加え、同条第二項中「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「(申請)を」。「ただし、申請」に、「財産目録」を「財産目録とする。」に改め、同項第十号中「第十五

条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第十一号を次のように改め、同条を第三十条とする。

十一 指定申請者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

第十八条を第二十九条とし、第十七条を第二十八条とし、第十六条を第二十七とする。

第十五条第一項中「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務」を「法第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務」に改め、「(正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。)」を削り、同項ただし書中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第一号イ中「この」の下に「及び当該学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めたこと」を加え、「その」を「これらの」に、「これ」を「これら」に改め、同号ハ中「認定するのに必要な資料となるべき」を「証する」に改め、同項第二号中「実務」を「建築実務」に改め、「書類」の下に「及び当該経歴を証する書類(当該経歴を証する書類を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)」を加え、同項第三号中「五・五センチメートル」を「四・五センチメートル」に、「四センチメートル」を「三・五センチメートル」に改め、同条を第二十六条とする。

第十四条中「県報」を「埼玉県報」に改め、同条を第二十五条とする。

第十三条第二項中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改め、同条を第二十四条とし、第十二条を第二十三条とする。

第十一条の次に次の十一条を加える。

(指定登録機関の名称等の変更の届出)

第十二条 法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、同条第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(指定登録機関の役員を選任及び解任の認可の申請)

第十三条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第十四条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程(次項において「登録事務規程」という。)を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定により登録事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(指定登録機関の事業計画等の認可の申請等)

第十五条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(登録状況の報告)

第十六条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士又は木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- 二 当該四半期における二級建築士又は木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- 一 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(第三十六条第三項第二号において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第十七条 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- 二 偽りその他不正の手段の内容

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第十八条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつ

ては、その期間
三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第十九条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

一 第五条の二若しくは第八条の二又は第六条第三項の規定による届出
当該届出に係る事項

二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書等の送付 同令第四十条第二号イ又は第四十三条第二号第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第三十六条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分)
通知

第二十条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分内容及び処分を行った年月日

(指定登録機関に係る公示)

第二十一条 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項の規定による公示は、埼玉県報に掲載することによつて行う。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第二十二条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第一条、

第二条、第四条、第五条、第六条第四項、第七条及び第九条の規定の適用に

ついては、これらの規定(第一条第一項を除く。)中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第一条第一項中「第一号様式による免許申請書」とあるのは「申請書」と、「知事」とあるのは「指定登録機関(法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)」と、同条第二項中「免許申請書」とあるのは「申請書」と、第二条第一項中「免許申請書」とあるのは「申請書」と、「第二号様式又は第二号の二様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証(以下これらを「免許証」という。)」とあるのは「二級建築士免許証明書(法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書書をいう。)」又は「木造建築士免許証明書(同項に規定する木造建築士免許証明書書をいう。)」(以下これらを「免許証明書」という。)」と、同条第二項中「免許申請書」とあるのは「申請書」と、第四条第二項中「免許証又は二級建築士免許証明書(法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書書をいう。)」若しくは「木造建築士免許証明書(同項に規定する木造建築士免許証明書書をいう。)」(以下これらを「免許証明書」という。)」とあるのは「二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下これらを「免許証」という。)」又は「免許証明書」と、「免許証」とあるのは「免許証又は免許証明書の」と、同条第三項中「免許証」とあるのは「、当該申請者が免許証の交付を受けている者である場合は当該免許証を免許証明書に書き換えて、当該申請者が免許証明書の交付を受けている者である場合は当該免許証明書の」と、第五条の見出し中「再交付」とあるのは「再交付等」と、同条第一項中「第三号様式による免許証再交付申請書」とあるのは「再交付等申請書」と、同条第二項中「その旨を標示した免許証」とあるのは「当該申請者が免許証の交付を受けている者である場合は当該免許証の再交付に代えて免許証明書を、当該申請者が免許証明書の交付を受けている者である場合は免許証明書の」と、同条第三項中「免許証」とあるのは「免許証又は免許証明書の」と、第六条第四項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第三項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十九条の規定により前条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条中「第六条第二項」とあるのは「第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する法第六条第二項」と、「告示するものとする」とあるのは「公示しなければならない」とする。

第一号様式中

埼玉県 入札 紙	消印しないでください。
----------------	-------------

様」を「(あて先)

埼玉県知事」

に改める。

第二号様式及び第二号の二様式を次のように改める。

を添付、「埼玉県知事

第2号様式（第2条関係）

(表)

A4縦

二級建築士免許証	
氏名	年 月 日生
二級建築士 登録番号 第 号	登録年月日 年 月 日
建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士の免許を与えたことを証する。	
年 月 日	埼玉県知事(氏名) 印

(裏)

A4縦

講習受講履歴		
講習の種類別	終了の年月日	終了証番号

第2号の2様式(第2条関係)

(表)

A4縦

木造建築士免許証

氏名 _____ 年 月 日生 _____ 年 月 日

木造建築士 登録番号 第 _____ 号

登録年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築士法(昭和25年法律第202号)による木造建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

埼玉県知事(氏名) 印

(裏)

A4縦

講習受講履歴		
講習の種別	修了の年月日	修了証番号

第三号様式中「申請いたします」を「申請します」に、「埼玉県知事様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、同様式の注意事項2及び3中「免許証」の次に「又は免許証明書」を加える。

「明
第四号様式中「第9条」を「第8条」に改め、大を削り、同様式の注意事項
昭」

項中「下さい」を「入ださい」に改める。
第五号様式中「第15条」を「第26条」に、「の建築に関する実務」を「の建築実務」に改め、同様式の注意事項1中「建築に関する実務」を「建築実務」に、「ついで」を「就いて」に改め、同様式の注意事項2中「建築に関する実務」を「建築実務」に改め、同様式の注意事項3中「つぎたして」を「継ぎ足して」に改める。

第二条 建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号及び第二十条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第一号様式の改正規定(「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める部分に限る。)、第三号様式の改正規定(同様式の注意事項2

- 及び3中「免許証」の次に「免許証明書」を加える部分を除く。)、第四号様式の改正規定(「第9条」を「第8条」に改める部分を除く。)、及び第五号様式の改正規定(「第15条」を「第26条」に、「の建築に関する実務」を「の建築実務」に改める部分及び同様式の注意事項2中「建築に関する実務」を「建築実務」に改める部分を除く。)、公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十年十二月一日

訓 令

埼玉県訓令第二十七号

本 庁
地 域 機 関
埼玉県総合経済対策本部

埼玉県総合経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司
埼玉県総合経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県総合経済対策本部設置規程(平成十年埼玉県訓令第三十三号)の一部を次のように改正する。

令達先中「埼玉県総合経済対策本部」を「埼玉県緊急経済対策本部」に改める。
題名を次のように改める。

埼玉県緊急経済対策本部設置規程

第一条中「現下の厳しい経済状況の下、的確な景気対策、雇用対策を講じるとともに、豊かな彩の国づくりに資する効率的な社会資本の整備等」を「厳しさを増す経済情勢の下、県民生活の安定と県経済の活性化に向けた対策」に、「埼玉県総合経済対策本部」を「埼玉県緊急経済対策本部」に改める。

第二条各号中「総合経済対策」を「緊急経済対策」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

埼玉県議会平成二十年十二月定例会を十二月二日に招集する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千五百五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人 子育て支援思春期の子どもと向き合う親の会・絆

(変更後) 特定非営利活動法人 子育て支援 親の会・絆

三 代表者の氏名

小宮 光枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市馬場三丁目七番二十三

号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、新座市・朝霞市・和光市・志木市の思春期の子どもをもつ保護者を対象に、「子どもと向き合う大切さ」を講習や定例会、講演を通じて保護者の教育力の向上及び子ども達の幸福な成長をはかることを目的とする。

(変更後) この法人は、子どもをもつ保護者及び大人たちを対象に「子どもと向き合う大切さ」を講習会や講演を通じて教育力の向上及び子どもと家庭の幸福を目的とした相談や子育て支援を行う。

埼玉県告示第千五百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する

埼玉県新座市馬場三丁目七番二十三

方法(埼玉県NPO情報ステーション
(http://www.saitamaken-npo.net/))に
より縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中小企業支援セ
ンター

三 代表者の氏名

松永 東一郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市南町八番十号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、不特定多数
の市民や中小企業に対して、個々のニ
ーズにあった様々な企業情報等をイン
ターネットや情報誌の発行等により提
供し、相互情報ネットワークを構築す
ることで、中小企業の活性化を支援
し、日本経済の発展に寄与することを
目的とする。

(変更後) この法人は、広く一般市
民、中小企業に対してインターネット
や情報誌等を利用した企業情報等の提
供を行い、中小企業の活性化と日本経
済の発展に寄与するとともに、介護予
防事業、福祉事業等における臨床美術
の普及に関する事業を行い、高齢者や
その家族、子供たちの心身の健全な発
展と健やかな社会の創出に寄与するこ

とを目的とする。

埼玉県告示第千五百五十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第十条第一項の規定により特定
非営利活動法人を設立しようとする者か
ら、次のとおり申請書が提出されたの
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算
書を申請のあった日から二月間、県民生
活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地
域振興センターにおいて備え置く方法並
びにインターネットを利用する方法(埼玉
県NPO情報ステーション(http://
www.saitamaken-npo.net/))により縦覧
に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名
称

特定非営利活動法人 ぶどうの木

三 代表者の氏名

高荷 昌次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市黒田三百三十五番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、自立

支援に関する事業を行い、誰もが豊か
に暮らせる地域社会を創造することで
社会福祉の増進に寄与することを目的
とする。

埼玉県告示第千五百五十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第十条第一項の規定により特定
非営利活動法人を設立しようとする者か
ら、次のとおり申請書が提出されたの
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算
書を申請のあった日から二月間、県民生
活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地
域振興センター本庄事務所において備え
置く方法並びにインターネットを利用す
る方法(埼玉県NPO情報ステーション
(http://www.saitamaken-npo.net/))に
より縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名
称

特定非営利活動法人 ネットワーク
ひがしこ

三 代表者の氏名

清水 義雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市児玉町小平一七五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、本庄市児玉町小平を中
心とした地域の自然、文化を守り育
て、多くの人に広め活用してもらおうこ
と、ここに住むお年寄りから子どもま
でが生きがいをもって、健康で明るい
文化生活ができるような地域をつくる
ことを目的とする。

埼玉県告示第千五百五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第十条第一項の規定により特定
非営利活動法人を設立しようとする者か
ら、次のとおり申請書が提出されたの
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算
書を申請のあった日から二月間、県民生
活部NPO活動推進課において備え置く
方法並びにインターネットを利用する方
法(埼玉県NPO情報ステーション
(http://www.saitamaken-npo.net/))に
より縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人KHJ埼玉けや
きの会家族会

三 代表者の氏名

田口 ゆりえ

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区盆栽町一九〇

番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、引きこもり、不登校、
精神障害者の当事者及び当該家族に対

し、各種取り組みを行いメンタルヘル
スケアにあたる。併せて引きこもり問
題に関し広く社会的理解と支援を促進
すべく社会的啓発を進める事業を行
い、当該案件の前進に寄与することを
目的とする。

埼玉県告示第千五百五十八号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼
玉県条例第六十一号)第三十条の二第

項の規定により、埼玉県から寄居町の区

域内において行われた彩の国資源循環工

場整備事業に係る事後調査書の提出があ

ったので、同条例第三十条の三の規定に

より、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

寄居町生活環境課

深谷市環境課

小川町環境保全課

東秩父村保健衛生課

二 縦覧の期間

平成二十年十一月二十五日(火)か

ら同年十二月二十五日(木)まで(た

だし、土曜日、日曜日及び祝日を除

く。)の午前九時から午後四時三十分

まで

埼玉県告示第千五百五十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定によ
り指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定によ

り次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

事業者(設置者)の名称 事務所の所在地	事業者(設置者)の主たる事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業所番号
社会福祉法人人間東部福祉会 特定非営利活動法人結	ふじの木作業所	埼玉県入間郡三芳町上富322-2 埼玉県越谷市花田5-1-8	平成20年4月1日 平成20年8月1日	生活介護	知的障害者 身体障害者・知的障害者・精神障害者	1112900079 1110800404
社会福祉法人皆の郷	川越いもの子作業所	埼玉県川越市笠幡4063-1	平成20年7月1日	短期入所	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1110400171
株式会社カヲヨ	カヲヨ	埼玉県川口市西川口1-22-19 小林ビル	平成20年8月25日	就労継続支援A型	知的障害者・精神障害者	1110200720
特定非営利活動法人なごみ	就労継続支援羽生事業所	埼玉県羽生市中央2-5-16	平成20年3月1日	就労継続支援B型	知的障害者・精神障害者	1113900151
特定非営利活動法人自立生活センター遊TOピ	遊TOピア	埼玉県熊谷市中央1-14	平成20年3月1日	就労継続支援B型	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1113100414
特定非営利活動法人グールーユースモス	ユースモス共同作業所	埼玉県鴻巣市本町4-7-14	平成20年3月31日	就労継続支援B型	精神障害者	1111700181
特定非営利活動法人古太藪の会	佐久間さんち	埼玉県本庄市柏1-6-3	平成20年3月31日	就労継続支援B型	精神障害者	1114300138
社会福祉法人戸田わかぐさ会	戸田市立福祉作業所かがやき	埼玉県戸田市新曽1321-1	平成20年4月1日	就労継続支援B型	身体障害者・知的障害者	1111900138
社会福祉法人埼玉のぞみの園	妻沼つくし作業所	埼玉県深谷市本田3343	平成20年4月1日	就労継続支援B型	肢体不自由者・知的障害者	1113100430
社会福祉法人人間東部福祉会	かみふくおか作業所	埼玉県入間郡三芳町上富322-2	平成20年4月1日	就労継続支援B型	知的障害者	1113000119
特定非営利活動法人サノック	ひだまり	埼玉県行田市和田486-3	平成20年4月1日	就労継続支援B型	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1113700114
特定非営利活動法人なまずの里福祉会	わーくすてつぷ三愛	埼玉県熊谷市妻沼1461-1	平成20年4月1日	就労継続支援B型	知的障害者	1116400092
特定非営利活動法人ノーマリゼーション協会	晴れ晴れ	埼玉県熊谷市妻沼1435-6	平成20年4月1日	就労継続支援B型	知的障害者	1113100422
特定非営利活動法人ヒールアップハウス	熊谷たんぼぼ	埼玉県川口市北園町12-20-101号	平成20年4月1日	就労継続支援B型	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1110200688
社会福祉法人たんぼぼ福祉会	クークセンターせんぼ	埼玉県熊谷市大原1-23-11	平成20年5月1日	就労継続支援B型	精神障害者	1113100463
特定非営利活動法人サポートあおい	大地の郷	埼玉県川越市仙波町2-16-5	平成20年6月1日	就労継続支援B型	精神障害者	1110400601
特定非営利活動法人大地の郷	川越いもの子作業所	埼玉県比企郡吉見町久保田1036	平成20年6月1日	就労継続支援B型	知的障害者	1113285900
社会福祉法人皆の郷	はつらつ作業所	埼玉県川越市笠幡4063-1	平成20年1月1日	生活介護・就労継続支援B型	身体障害者・知的障害者	1110400171
特定非営利活動法人全園子育て・福祉支援ふれあいネットワーク	はつらつ作業所	埼玉県狭山市祇園3-20 2	平成20年2月1日	就労移行支援・就労継続支援B型	知的障害者	1116300086

埼玉県告示第十五百六十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により指定障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のとおり

おり公示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田 豊 臣

事業者(設置者)の名称 事務所の所在地	事業者(設置者)の主たる事務所の名称	事業所の所在地	指定年月日	主たる対象とする障害の種類	事業所番号
社会福祉法人みぬま福祉会 埼玉県川口市木曾呂1374	太陽の里	埼玉県南埼玉郡白岡町小久喜450	平成20年4月1日	知的障害者	1110533351
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 埼玉県比企郡嵐山町古里1848	あげお	埼玉県上尾市平塚820	平成20年4月1日	知的障害者	1111600126
社会福祉法人人間東部福祉会 埼玉県人間郡三芳町上富322-2	人間東部みよしの里	埼玉県人間郡三芳町上富322-2	平成20年4月1日	知的障害者	1112400039
社会福祉法人青い鳥福祉会 埼玉県東松山市本町2-6-2	あかつき園	埼玉県東松山市大谷5360	平成20年4月1日	知的障害者・精神障害者	1113300105
社会福祉法人友愛会 埼玉県児玉郡美里町関2085-1	グリーンヒル美里	埼玉県児玉郡美里町関2085-1	平成20年4月1日	身体障害者・知的障害者	1114200064
社会福祉法人一 埼玉県本庄市児玉町飯倉831	アナン	埼玉県本庄市児玉町飯倉831	平成20年4月1日	知的障害者	1114300039
社会福祉法人江南会 埼玉県熊谷市野原1064-1	熊谷	埼玉県熊谷市野原1064-1	平成20年4月1日	肢体不自由者	1114500018
社会福祉法人埼玉のぞみの園 埼玉県深谷市本田3343	春日園	埼玉県深谷市本田3343	平成20年4月1日	肢体不自由者・聴覚言語障害者	1114600149
社会福祉法人彩明会 埼玉県桶川市倉田513	りんごの家	埼玉県桶川市倉田513	平成20年4月1日	知的障害者	1115200030
社会福祉法人皆の郷 埼玉県川越市笠幡4063-1	川越いもの子作業所	埼玉県川越市笠幡1410	平成20年7月1日	身体障害者・知的障害者	1110400171
社会福祉法人ともいき会 埼玉県川越市笠幡1646-17	ハートポートセンターともいき	埼玉県川越市笠幡1646-17	平成20年10月1日	身体障害者・障害児	1110400155
社会福祉法人親愛会 埼玉県川越市今福2896-4	親愛南の里	埼玉県川越市下赤坂1847	平成20年10月1日	知的障害者	1110400205
社会福祉法人青い鳥福祉会 埼玉県東松山市本町2-6-2	嵐山四季の家	埼玉県比企郡嵐山町鎌形1340-3	平成20年10月1日	知的障害者	1113214363
社会福祉法人埼玉療育友の会 埼玉県大里郡寄居町藤田179-1	山鳩よりい	埼玉県大里郡寄居町藤田322-1	平成20年10月1日	身体障害者・知的障害者・障害児	1114550054

埼玉県告示第千五百六十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により指定相談支援事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のと

事業者(設置者)の名称 事務所の所在地	事業者(設置者)の主たる 事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	主たる対象とする 障害の種類	事業所番号
株式会社つくしんぼ	埼玉県深谷市本郷1817-1	訪問介護つくしんぼ	埼玉県深谷市本郷1817-1	平成20年1月1日	身体障害者・知的障害者・ 障害児・精神障害者	1134600368
医療法人高仁会	埼玉県戸田市新普南3-4-25	相談支援事業所 さくらそ う	埼玉県戸田市南町6-1田村 コーポ101号	平成20年4月1日	身体障害者・知的障害者・ 障害児・精神障害者	1131900118
社会福祉法人志木市社会 福祉協議会	埼玉県志木市中宗岡1-3-25 志木市福祉センター内	社会福祉法人志木市社会 福祉協議会指定相談支援 事業所	埼玉県志木市上宗岡1-5-1	平成20年4月1日	身体障害者・知的障害者・ 障害児・精神障害者	1132200104
社会福祉法人所沢市社会 福祉協議会	埼玉県所沢市宮本町1-1-2	とこざわ障害者相談支 援センター	埼玉県所沢市宮本町1-1-2	平成20年4月1日	身体障害者・知的障害者・ 障害児・精神障害者	1132500487
社会福祉法人人間東部福 社会	埼玉県入間郡三芳町322-2	かみぶくおか作業所	埼玉県ふじみ野市西原2-5-	平成20年4月1日	身体障害者・知的障害者・ 障害児・精神障害者	1133000107

おり公示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 届出の概要等
 - イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
広瀬ショッピングセンター
熊谷市大字広瀬字不二ノ腰百三十一 外
 - ロ 変更の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前九時から午後十時
(変更後) 午前九時から翌午前〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分

(変更後) 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

ハ 変更年月日

平成二十年十二月七日

ニ 届出年月日

平成二十年十一月十一日

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十五日から平成二十一年三月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月二十五日から平成二十一年三月二十五日まで

ロ 意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

FOOD OFF ストッカー鴻巣店

鴻巣市神明一の九百六十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時三十分から午後八時(但し、年間百五十日は午後九時)

(変更後) 午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後八時三十分(但し、年間百五十日は午後九時三十分)

十分)

(変更後) 午前九時から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十年十一月十二日

ニ 届出年月日

平成二十年十一月十一日

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十五日から平成二十一年三月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月二十五日から平成二十一年三月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百六十四号

次の貸金業者については、その所在を確知できないため、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の六第一項第一号の規定により、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消す。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 商号又は名称

Life in 麻里萌

二 氏名

倉田 雅之

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五丁目八番地六

四 登録番号

埼玉県知事(Nニ)第〇三八二九号

五 登録年月日

平成十八年七月二十六日

埼玉県告示第千五百六十五号

次の貸金業者については、その営業所の所在地を確知できないため、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の六第一項第一号の規定により、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消す。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 商号又は名称

メジャー

二 氏名

李 勲(山田 勲緒)

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目五四七番地一コンフォートマンション大宮六一一号室

四 登録番号

登録番号

埼玉県知事(一)第〇三八二三号
平成十八年四月二十八日
五 登録年月日

埼玉県告示第千五百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
庄内古川悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の
氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 倉持喜一郎 幸手市大字平野二六の一

同 三ツ林隆志 同 千塚四九〇

同 新井福次 同 細野二一〇

同 坂齊忠造 北葛飾郡杉戸町大字遠野五三九

同 石井迪夫 同 杉戸一丁目三の一七

同 森田光 同 松伏町大字魚沼一四七五

同 鈴木光一 春日部市西金野井一九五

同 金子進造 同 塚崎二六〇

同 木村市郎 北葛飾郡鷲宮町大字上川崎四七七

同 市川勇 同 杉戸町大字宮前四六一

同 萩原藤吉 春日部市赤崎八四〇

二 退任

職名 氏名 住所

理事 倉持喜一郎 幸手市大字平野二六の一

同 三ツ林隆志 同 千塚四九〇

同 新井福次 同 細野二一〇

同 坂齊忠造 北葛飾郡杉戸町大字遠野五三九

同 石井迪夫 同 杉戸一丁目三の一七

同 森田光 同 松伏町大字魚沼一四七五

同 鈴木光一 春日部市西金野井一九五

理事 橋本純 春日部市倉常五三八の一
監事 木村市郎 北葛飾郡鷲宮町大字上川崎四七七
同 市川勇 同 杉戸町大字宮前四六一
同 萩原藤吉 春日部市赤崎八四〇

埼玉県告示第千五百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

入間市大字新光五二七の一

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第千五百六十八号

測量計画機関の長である草加市遊馬町第二土地区画整理共同施行者代表関本学から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

草加市遊馬町第二土地区画整理共同

施行者

二 作業種類

公共測量(基準点測量・出来形確認

測量)

三 作業地域

草加市遊馬町地内の一部

四 作業期間

平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第千五百六十九号

平成二十年埼玉県告示第八百六十三号で公示した公共測量(四級基準点測量・四級水準測量)は、平成二十年十一月十四日終了した旨測量計画機関の長である行田市長工藤正司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百七十号

平成二十年埼玉県告示第千八十一号で公示した公共測量(空中写真測量)は、平成二十年十月二十四日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所所長山本英明から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百七十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―六五―一―号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市岩槻区大字釣上新田字下

一〇六一、外二九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

六二六・七立方メートル

埼玉県告示第千五百七十二号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百七十三号

さいたま市からさいたま都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百七十四号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百七十五号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称 有限会社アセットホーム	氏名 (法人にあつては代表者の氏名) 猪瀬 哲男	主たる事務所の所在地 さいたま市岩槻区東岩槻二丁目一番一六号
-----------------------	--------------------------------	-----------------------------------

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年五月二十一日

二 検査済証番号

平成二十年十一月十八日

三 開発区域に含まれる地域の名称

飯整第二〇〇〇二三号

入間郡毛呂山町大字市場字北原九八二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊谷市拾六間五七二番地一
埼玉スカイテック株式会社
代表取締役 栗原 秀樹

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号
 平成二十年九月二十五日
 第二〇〇〇六一〇号

二 検査済証番号
 平成二十年十一月十九日
 第二〇〇〇八七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡鳩山町大字小用字榎堂三二七
 一、三一七―三、三一八―一、三一

八―三
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 坂戸市千代田四―九―一四
 コマイ建設株式会社 代表取締役
 駒井 大吉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年十一月二十五日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 亀井清司

一 許可番号
 平成二十年十月三十日
 第二〇〇〇六六〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月十九日
 第二〇〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡小川町大字腰越字南五六〇―

六
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡小川町大字大塚七九五―三
 久保田団地三〇八号
 新井 真弓

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号	平成二十年七月二十四日	児玉郡上里町大字神保原町字長塚六〇六番の二、六〇七番の一、六〇八番の二、六〇八番の二一から二三及び六〇七番の九地先道路	四・〇〇 六・〇〇	三七・四九 二七・五八	児玉郡上里町大字神保原町八六九番地一 上里開発株式会社 代表取締役 岡田益雄
第五号	同年同月二十八日	児玉郡上里町大字金久保八八二番の三及び八八二番の四	五・二一八・五・二二六九	一〇・〇〇	児玉郡上里町大字金久保一五二六番地二 岩田 和敏
第六号	同年八月二十一日	児玉郡神川町大字原新田字上庚申二二番の九及び二二番の一	六・〇〇	六〇・〇六	本庄市児玉町八幡山二九三番地 鈴木 きよ子
第七号	同年十一月十四日	児玉郡上里町大字七本木字本郷前三三四番地の二	四・五〇	三四・九五	本庄市見福二丁目八番一 号 有限会社 大成ホーム 代表取締役 瀬間 健太郎

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十一月十七日

指令杉整第二〇〇〇五九一号

二 検査済証番号

平成二十年十一月十七日

杉整第一一九三十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四三三八―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町百間六丁目六〇四番地八

高橋 勝男

高橋 勝男

埼玉県教委告示第四十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十年十一月二十五日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成二十年十二月一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二(代表)